主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人木村順次郎の上告理由第一点について。

論旨の実質は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実認定を論難するものにすぎず、上告適法の理由と認められない。

同第二点、第三点について。

原判決の確定した事実関係の下では、信義則及び禁反言の法理違反の主張を排斥 した原判決の判断は首肯し得ないものではなく、引用の判例は適切でない。それ故 所論は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

郎		八	田	藤	裁判長裁判官
克			田	池	裁判官
_		健	野	奥	裁判官
助	之	作	Ħ	Ш	裁判官